

令和3年 議案第19号

令和3年度学校運営協議会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和3年6月22日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、学校運営協議会委員を選任する必要があるからである。

令和3年度 学校運営協議会委員名簿

三好中学校

番号	氏 名	性別	職業・役職等	備 考
1	久 野 文 仁	男	元 小学校長 民生児童委員	
2	富 樫 佐智子	女	元 教育委員会教育長職務代理者 市文化協会会長	
3	水 野 隆 市	男	保護司 みよし市議会議員	
4	大 島 秀 幸	男	民生児童委員	
5	久 野 光 孝	男	元 PTA会長	
6	安 森 洋 平	男	PTA会長	

みよし市学校運営協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

みよし市教育委員会教育長 今 瀬 良 江

みよし市学校運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、市内の小中学校のうち設置を適当と認めた学校（以下「対象学校」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の校長が作成した学校運営に関する基本的な方針の承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営全般に関し、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べること。
- (3) 対象学校の運営状況について、毎年度1回以上評価を行うこと。
- (4) みよし市地域学校協働本部設置要綱（令和3年4月1日）に基づき設置された地域学校協働本部との連携に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (2) 対象学校の所在する地域住民（前号に掲げる者を除く。）
 - (3) 対象学校の地域学校協働本部員（みよし市地域学校協働本部設置要綱第3条第1項に規定する本部員をいう。）その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は

任命する。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す行為を行うこと。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長は、会議録を調製し、保管するものとし、教育委員会の求めがあれば、これを提出しなければならない。

6 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第8条 教育委員会は、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、委員、対象学校の校長等に必要な研修を行うよう努めるものとする。

(適正な運営の確保)

第9条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導、助言及び勧告を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会は、協議会が適切な運営を行うことができるよう、必要な情報を提供しなければならない。

(協議会の組織)

第10条 協議会は、部会等の必要な組織を置くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職し、又は解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 第4条の規定に違反した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、解職又は解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解職し、又は解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。